

# JASTPRO 397

貿易手続簡易化のために  
2011-10

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

---

## 今月号の内容

- 記事1. 国連CEFACTフォーラム ジュネーブ会議報告 ..... 1  
次世代EDI推進協議会 菅又 久直
- 記事2. ◇連載◇ 貿易慣習の諸問題(7) ..... 8  
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ ..... 20
- 記事4. JASTPRO 秋期セミナーのご案内 ..... 21

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

## 記事1. 国連CEFACTフォーラム ジュネーブ会議報告

次世代EDI推進協議会 菅又 久直

- ▶ 会 期：2011年9月19日～9月23日
- ▶ 開催場所：ジュネーブ国際会議場
- ▶ 参加者：世界22ヶ国、3つの国際機関から合計77名  
日本代表団（敬称略）  
鈴木耀夫、菅又久直、島野繁久、阪口信吾、遠城秀和、河野浩、平井一海

### I. 会議目的

国連CEFACTは、貿易手続の簡易化と電子ビジネスの促進、およびそれらに関するグローバルなポリシーや技術仕様の制定を目的として設立された国連組織である。

本年7月の総会にて、国連CEFACTの新たな組織体制が承認された。今回ジュネーブで開催された国連CEFACTフォーラムでは、当該新組織体制の下に、相互運用性のある国際貿易プロセスと電子ビジネスの標準化を推進する具体的な手順と国連CEFACT下グループの役割と協力関係を明確にし、その当事者（すなわち開発・保守・促進の専門家と各国および国際業界団体等の利益代表）間で合意することが主たる目的である。

小生は、国連CEFACT新組織の中で、手法・技術分野の開発および保守体制の確立に貢献し、今後の国連CEFACT関連標準の推進動向を見通すことを目的に参加した。

### II. 会議総括

総会にて承認された国連CEFACT組織は、従来の多重階層をフラット化した2階層構造である（図1）。すなわち、運営管理組織メンバー（国連CEFACT服議長）が企画開発領域をそれぞれ担当し、いくつかのプロジェクトを起案する。各プロジェクトは関連企画開発領域（時には複数）に管理されつつ、運営管理組織にレポートする構造である。

しかしながら、既に多くのプロジェクトがあり、それらを運営管理組織が直接管理責任をもつことは現実的ではなく、企画開発領域ごとのプロジェクト・マネジメントおよび企画開発領域間の調整が新組織の実態となる。小生の個人的見解では、新組織は2階層の階層組織ではなく、「調整」を主たる活動の原点に置くネットワーク型組織と言えるだろう（図2）。

今回のフォーラムでは、プロジェクトごとの打合せはほとんど行われず、各企画開発領域（PDA）および運営管理支援（BPS）ごとの役割・範囲・プロセスについての審議が中心に行われた。

今回のフォーラムを総括すれば次の通りであろう。

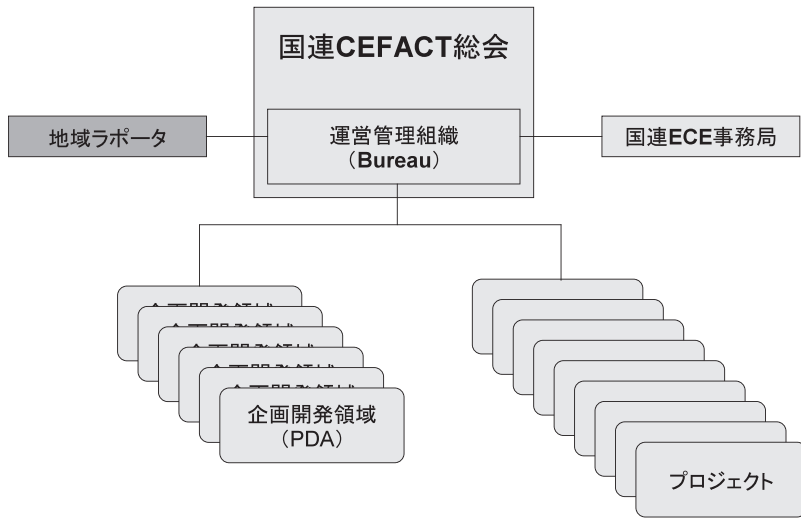


図1 国連CEFACT 組織階層構造

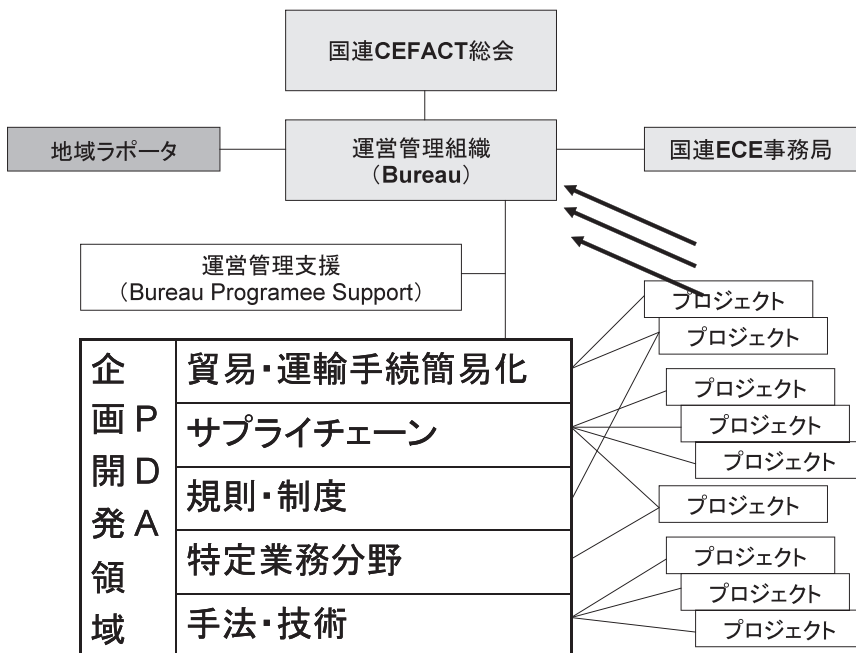


図2 国連CEFACT 新組織の捕らえ方

- ① 新組織における仕事の調整の仕組み、企画開発領域(PDA)および運営管理支援(BPS)における役割とプロセスについての見通しが立った。
- ② PDA・BPSにおける仕事の分担(担当者)は一部に止まり、作業の進め方について文書化できるほどの合意は形成されなかった。
- ③ プロジェクトについては、継続プロジェクトが確認されたが、フォーラム中に具体的作業はほとんど行われなかった。特に、重要案件(リコメンデーション37、ビジネス文書構築法等)について、限定的な討議が行われたが、具体的進捗はなかった。

## (1) 企画開発領域(PDA)

### ① 貿易・運輸手続簡易化(Trade and Transport Facilitation PDA)

担当副議長：Mats Wicktor、Victor Dravitsa

- ・ 貿易手続、税関、運輸の3つのドメイン・コーディネータを決めた。
- ・ リコメンデーション36(シングルウィンドウ相互運用性)のドラフト策定。
- ・ EDIFACTメッセージGOVCBRのDMR処理。
- ・ 危険物質(Hazardous Material)についての新リコメンデーション策定を計画。

### ② サプライチェーン(Supply Chain PDA)

担当副議長：Mike Doran、Tim MacGrath

- ・ サプライチェーン、購買、返品、会計の4つのドメイン・コーディネータを決めた。
- ・ サプライチェーンのプロセス(Notify、Source、Tender、Contract(Order)、Deliver、Bill、Pay、Return、Report)の範囲を設定した。

(注) 会計(Accounting)はSectoralではなくSupply Chainに、危険物関係(MSDS、GHS、REACH)はSupply ChainではなくRegulatoryに属することとなった。

### ③ 規制・制度(Regulatory PDA)

担当副議長：T.H. Khan、Mats Wicktor

- ・ 税関、政府、環境の3つのドメイン・コーディネータを決めた。なお、税関コーディネータはTrade and Transport Facilitation PDAにも属する。
- ・ 環境に関する新リコメンデーションを検討することとなった。

### ④ 特定業務分野(Sectoral PDA)

担当副議長：Bruno Prepin、Harm-Jan Van Burg

- ・ 旅行、農業、保険の3つのドメイン・コーディネータを決めた。なお、旅行のドメイン・コーディネータは日本の鈴木輝夫氏が選出された。
- ・ 旅行では、CCL3.0に基づく予約業務のBRS策定に着手した。
- ・ 農業では、青果と生花のInvoice(CIIへの追加要求)、およびリモートセンシング技術などを取り入れた農場オペレーションについての検討を開始した。

## ⑤ 手法・技術 (Methodology and Technology PDA)

担当副議長：Peter Amstutz、Tim MacGrath

- ・ 当PDA では当面ドメイン・コーディネーターはアサインしない。
- ・ 担当する手法・技術は次の通り。
  - Business Process Modeling and Methodology
  - EDIFACT
  - XML
  - Audit
  - Harmonization
  - Library maintenance
  - Library production
  - Document architecture (UCM, CCBDA, UPCC, BDH)

## (2) 運営管理支援 (Bureau Programme Support)

担当副議長：Peter Amstutz

今まで国連CEFACTが開発・保守してきた主要な成果物は、新組織になっても継続的に保守運用が行われる。

## ① ライブラリーの保守

情報項目について、EDIFACT辞書 (TDID)、貿易データ要素辞書 (TDED)、コア構成要素辞書 (CCL) の3つの辞書の同期が取れるプロセスが必要である。

TDIDは旧ATG1(適用技術グループ1)が、エントリー・ポイントから提出される変更要求を、DMRプロセスに基づき技術審査を行い、ICG(情報コンテンツ管理グループ)にて品質監査を経て発行されていた。

TDEDは、ISO TC154が管理するメンテナンス・エージェンシー(MA:TC154、国連CEFACT、WCO等からの代表者による保守グループ)により技術審査が行われ、ISO手続きに則ってISO TC154より発行される。

CCLは、旧TBG17(ハーモナイゼーション・グループ)が、TBG業務領域グループ(サプライチェーン、旅行、運輸、農業、会計等)およびTBG17が認めた外部組織(SWIFT、WCO、AFAC等)から提案される情報項目を技術審査し、ICG(情報コンテンツ管理グループ)にて品質監査を経て発行されていた。

これらプロセスの整合化については、これから検討されることになるが、次の3通りの方法が考えられる。

- (1) TDID、TDED、CCLそれぞれ個別に保守し、3ライブラリー間で整合化を行う。
- (2) 1つの保守要求を受け付け、3ライブラリー同時に反映する。
- (3) 1つの汎用ライブラリーを決め、そこから他のライブラリーにマッピングする。

なお、現状のEDIFACT 辞書へのDMR エントリー・ポイント (欧州:CEN、アジア:JASTPRO) につき、CENが辞退することを受け、エントリー・ポイント制の見直しが必要となっている。

## ② コード・リストの保守

現在EDIFACT およびXML で使われているコード・リストは、ISO コード (国コード、為替コードなど)、EDIFACT 定義コード (UNCL)、リコメンデーション (UN/LOCODE など)、および外部機関定義コード (INCOTERMS など) の4種類がある。これらにつき、コード定義の汎用化およびコード保守プロセスの統合化が課題である。当件については、日本からの参加者である遠城秀和氏 (NTT データ) が提案を提出することとなった。

## ③ XML スキーマ

現在まで、CCL の新版が発行されるごとに、CCL およびRSM (Requirement Specification Mapping: ビジネス文書の情報項目構造化定義が含まれる) に基づき、旧ATG2 (適用技術グループ2) で半自動でXML スキーマを生成し、ICG (情報コンテンツ管理グループ) にて品質監査を経て発行されていた。

今後、コード・リストのXML スキーマを含め、より自動的にスキーマを生成できるプロセスに改善する必要がある。

## Ⅲ. 手法・技術PDA 審議

### (1) 行動原理

国連CEFACT の技術・手法の標準化につき、次の行動原理が確認された。

- ・ 国際貿易手続きを簡易化・整合化・標準化する分野を選定し、検討する。
- ・ ステークホルダーのニーズに応える関連標準とツールを開発する。
- ・ 国連CEFACT 標準の導入を促進するための能力開発を支援する。
- ・ 貿易手続簡易化活動分野の主要組織と協働する。

### (2) プロジェクトリスト

旧組織から継承されるプロジェクトの状況につき確認された。

- ・ CBPC (Common Business Process Catalogue) ⇒ ebXML 当初開発時のまま放置
- ・ CCBDA (Core Component Business Document Assembly) ⇒ ODP3
- ・ CCTS V3 (Core Component Technical Specification) ⇒ 完了 (移行計画中)
- ・ REA (Resource, Event and Agent) ⇒ プロGRESS不明
- ・ Security for XML Document ⇒ リコメンデーション37として審議中
- ・ UPCC (UML Profile for Core Component Technical Specification) ⇒ ODP7
- ・ UCM (UN/CEFACT Context Methodology) ⇒ ODP7
- ・ UMM V2 (UN/CEFACT Modeling Methodology) ⇒ ODP7
- ・ BDH (Business Document Header) ⇒ ODP3

- ・ NDR V3 (Naming Design Rule) ⇒ 完了
- ・ XML for CCTS ⇒ ODP7

### (3)ドキュメント・アーキテクチャ

情報項目定義辞書 (CCL : Core Component Library)を使って、企業間でやりとりするEDIメッセージを構築する手法につき、当初はCCMA (Core Component Message Assembly) プロジェクトにおいて審議されていたがまとまらず、本年になって旧組織のTBGを母体として新たにCCBDAプロジェクトが提案され、ドラフト仕様まで起案された。

一方、シンタックス固有では、EDIFACT、XMLともメッセージ構築規則は策定され、利用されている。しかしながら、シンタックス規則とは独立に、またメッセージ・ヘッダーの扱いについての整合化をはかるために、新たな文書構築仕様が求められている。

また、メッセージ・ヘッダーの整合化のためにBDHプロジェクトが進められ、CCLを使った文書内容の構築についてはUPCC仕様が出来上がっている。

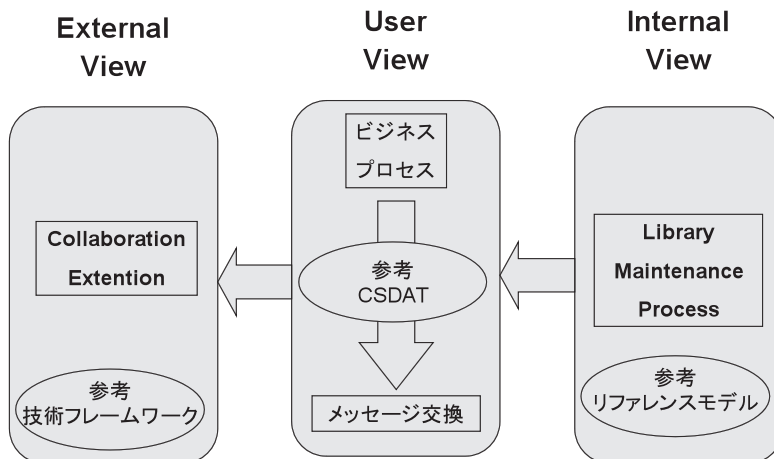
このような状況のもとに、以下の仕様およびプロジェクトを整理するためにドキュメント・アーキテクチャについて検討することが提案された。

- EDIFACT
- XML
- UPCC
- BDH
- CCBDA

なお、ドキュメント・アーキテクチャの検討にあたっては、「文書メタデータ」「命名法」「改版ルール」「制約・拡張技法」「文書共通構造」等についても考慮する必要がある。

### (4)戦略立案スコープ

手法・技術PDAの活動を整理するための戦略立案スコープにつき、当職より下図の枠組みを提案し、賛同を得た。



**(5) 重点課題**

会議のまとめとして、近々の重要課題として次のテーマを確認した。

- ・ XML 改版規則
- ・ 命名規則 (Qualification / Property Term)
- ・ XML 文の拡張手法
- ・ コードリストの保守管理技法
- ・ ライブラリーの整合化手法



## ◇ 連載 ◇

## 記事2. 貿易慣習の諸問題(7)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

## 7. 所有権移転に関するSGA第16条と欧米諸国の法律

## 7.1 法律委員会報告書に示された事例

## 7.1.1 第1の事例：Hayman &amp; Son v. McLintock 事件

法律委員会の報告書<sup>1</sup>の冒頭で、1985年にロッテルダム商事裁判所で判決されたThe Gosforth事件に言及していますが、これは外国の法廷において、SGA第16条の効果により買主の立場が完全に否定された最初の判例です。大量貨物の一部分の中から特定数量の物品の購入に係のある判例にみられるSGA第16条の効果を示す事例として、これまでに幾つか取上げましたが、法律委員会報告書は次の4つの事例を紹介しています。

第1の事例では、P(買主)はS(売主)から250袋(250 sacks)の小麦粉を購入しました。これは、第三者である倉庫会社の倉庫に保管されているSが所有する大量の小麦粉の一部で、まだ特定されていませんでした。Pは250袋の小麦粉の代金をSに支払い、荷渡指図書を受取りました。Pは倉庫会社に荷渡指図書を提示して、倉庫業者から29袋の小麦粉を受取り、残りの221袋の小麦粉を引続き同倉庫に保管してもらいましたが、その後、Sが倒産しました。Pは倉庫に保管されている221袋の小麦粉の引渡を請求しましたが、SGA第16条の規定により、221袋は特定されていないので、倉庫内のいずれの小麦粉の所有権もPに移転していないという理由によりPの請求は認められず、Sの破産管財人による倉庫内にある221袋を含むすべての小麦粉の引渡の請求が認められました<sup>2</sup>。

第1の事例が示すように、大量貨物の一部分である物品は、これが全体から分離され、契約の目的物として確定されるまで、所有権は移転できません<sup>3</sup>。したがって、買主は代金を支払ったにもかかわらず、売主が倒産した場合、大量貨物から分離されていない物品は売主の破産管財人に引取られることになります。

## 7.1.2 第2の事例：Sterns Ltd. v. Vickers Ltd. 事件

Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.事件<sup>4</sup>において、埠頭倉庫会社の貯蔵タンクに保管されていた200,000ガロンという大量のホワイトオイル(white oil)の中から、P(買主)は120,000ガロンをS(売

---

1 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, July 1993.

2 *Hayman & Son v. McLintock*, 1907 S.C. 936.

3 *Gillett v. Hill* (1834) 2 C.& M. 530, at p.535.

4 *Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.* [1923] 1 K.B. 78.

主)から購入する契約を結びました。Sは埠頭倉庫会社から引渡証券(Delivery Warrant)を取得し、これをPに引渡しました。倉庫会社は物品をPまたはPの譲受人に引渡すことを約束しました。Pは、「月末以後に保管されている物品に保険を掛ける」ことについて、倉庫会社と手続を行うことにしていましたが、実際にこの手続は、Pから物品を購入した購買者(sub-purchasers)によって行われ、購買者は直ちに物品の引渡を求めず、倉庫会社に保管料と保険料を支払う手続を行いました。数ヶ月が経過した後、保管されているホワイトオイルの品質が劣化していることが判明しました。売買が行われた日時から相当の月数が経過したので、一部はこの物品の揮発性成分が自然に蒸発したことが原因ですが、購買者はPに損賠賠償を求める訴訟を起し、PはSに対して損害賠償を求める訴訟を起しました。第一審では、SGA第16条にもとづいて所有権は移転していないという理由で、Sに対するPの請求を認める判決が下されました。しかし、控訴裁判所は、物品の所有権は移転していないけれども、Pが倉庫証券を取得した時、物品の品質低下の危険がPに移転したと判示しました<sup>5</sup>。

第2の事例では、物品が分離されるまで所有権は移転しないにもかかわらず、売主が倉庫証券を引渡し、買主がこれを受理した時、物品の滅失または品質低下の危険は買主に移転することを示しています。Pは、物品を直ちに購買者に転売したので、自分は物品の危険を負担する責任がないと考えて、保険の手続をしませんでした。

### 7.1.3 第3の事例：Laurie and Morewood v. Dudin & Sons 事件

A(供給者)は倉庫業者の倉庫に618クォーターのトウモロコシ(バラ荷)を保管しており、その一部分である200クォーターのトウモロコシをS(買主)に売却し、荷渡指図書を提供しました。SはこのトウモロコシをP(購買者)に転売し、Pに荷渡指図書を提供しました。200クォーターのトウモロコシは分離されることなく引き続いて保管されましたが、最初の売買契約による代金をSがAに支払わなかったため、Aは倉庫業者に対してトウモロコシの引渡差止めを指示しました。そこで、Pは倉庫業者に対する引渡請求の訴訟を起しましたが、SGA第16条により、物品が確定していないので所有権はPに移転しておらず、したがって、Pにはこれを請求する権利がないと判示されました。この事実は他の理由からも証明されました。倉庫業者は、SがPに提供した荷渡指図書を承認していなかったため、倉庫業者には責任がなく、保管しているトウモロコシはすべてAに帰属すると判示されました<sup>6</sup>。

SGA第39条第1項は、物品の所有権が買主に移転した場合でも、支払を得ざる売主(unpaid seller)が物品に対する一連の権利を有する旨を規定しています。同条第2項は、物品の所有権がまだ買主に移転していない場合には、支払を得ざる売主は他の救済に加えて、物品の所有権が移転した場合の留置権および運送差止権に類似し、かつ同様の効力のある引

5 *Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.*, *supra*.

6 *Laurie and Morewood v. Dudin & Sons* [1926] 1 K.B. 223, at p.236.

渡留保の権利を有する旨を規定しています。また、SGA 第47条第2項は、買主としてまたは物品の所有者として権原証券を適法に譲受けた者が、さらにこれを他の者に譲渡し、その者が善意有償にてこれを譲受けた場合に、これが売買によるときは、支払を得ざる売主の留置権または運送差止権は消滅する旨を規定しています。しかし、大量貨物の一部分である物品の転売の場合には、これが適用されない結果になることがあります。

#### 7.1.4 第4の事例：Re Wait 事件

Re Wait 事件<sup>7</sup>の概要は次のとおりです。ロンドンのA(貿易商)はオレゴンでChallenger号に船積される予定の小麦1,000トンをCIF条件でS(買主)に売る契約を結び、その翌日、CIF契約によりSはこの積荷の一部分である500トンの小麦をP(購買者)に転売する契約を結びました。小麦はオレゴンでバラ積みされ、1,000トンの小麦に関する船荷証券が作成され、Sに郵送されました。最初の契約によりSはAに対して代金を2月6日に支払うことになっていたため、P(購買者)との契約で、SはPに対して2月5日までに500トンの小麦の代金を支払うことを要求していました。小麦の引渡を確保するために、Pはインボイスと引換に500トン分の小麦の代金を小切手でSに支払いました。Sは、この小切手を銀行で換金し、また1,000トンの小麦の船荷証券を担保に銀行から融資を受けましたが、船舶が到着する前に倒産しました。破産管財人は、銀行から船荷証券を買い戻し、1,000トンの小麦全部を保持する権利を主張し、Pには破産による一般債権者としての救済を請求するよう要求しました。他方、Pは、1893年SGA 第52条の規定にもとづいて、500トンの小麦の特定履行または支払った代金の返還、もしくは、到着した500トンの小麦について受益権を有するので、代金の返還を確保するため、1,000トンの小麦について留置権を主張しました。控訴裁判所は、大量貨物の一部分である500トンの小麦は特定物または確定物でないという理由で、Pの請求をすべて棄却しました。

#### 7.1.5 Re London Wine Co. (Shippers) Ltd. 事件

Re London Wine Co. (Shippers) Ltd. 事件<sup>8</sup>において、売主の貯蔵する大量のワインの中から、契約に定めた特定数量のワインが複数の買主に売却されました。物品はいずれの契約にも充当されることはありませんでした。ただ、各買主は、それぞれの物品の受益的所有者(beneficial owner)であることを証明する書類(一種の譲渡証書)を受取り、ワインの保管料と保険料を支払わされました。その後、売主は経営が破綻し、買主たちはそれぞれの物品の所有権を主張しましたが、SGA 第16条の規定に従って、物品が確定する以前に所有権は移転し得ないと判示されました。証明書類、保管料と保険料の支払などは財産権の発生に何らの効力もありませんでした。しかし、この事件では、実際には、特定された大量のワインが存在しなかつ

7 *Re Wait* [1927] 1 Ch. 606.

8 *Re London Wine Co. (Shippers) Ltd.* [1986] P.C.C. 121.

たという理由で、この報告書では事例から外されています。この会社は、契約に記載した銘柄に合致するワインを他の供給者から購入して、これを購買者に提供することができました。けれども、SGA 第16条が特定された大量貨物の一部分である物品（ワイン）の購買に関連して問題を惹き起こしたと信じる理由はありません<sup>9</sup>。

## 7.2 判例にみられる第16条の効果

### 7.2.1 所有権移転を妨げる効果

法律委員会は、以上の判例から、SGA 第16条は次のような効果をもたらす可能性があるという理解をしました<sup>10</sup>。大量貨物の中からその一部分である物品を購入した買主が書類と引換にその代金を支払った場合でも、（所有権が移転しないので）売主の債権者のためにその物品を失ってしまうことです。多くの場合に、これは売主の支払不能によって生じていますが、The Gosforth 事件にみられるように、売主が支払不能にならない場合でも、売主の債権者は、救済制度にもとづいて、売主に対する訴訟に関連してその物品を差押えることができます。物品に対する合法的な所有権または占有権がないために、買主はその物品の損害に対して不法行為にもとづく訴訟を起すこともできない場合があります<sup>11</sup>。

### 7.2.2 当事者の意思を妨げる効果

これらの判例に示されているように、物品の売買がうまくいかない状況に専ら集中して考えるのは間違っています。商品取引は、大部分の契約が決して失敗に終わっていないのであり、実際には、むしろうまく機能しています。売買契約が円滑に遂行される通常の状態では、判例にみられるSGA 第16条の主な効果は、契約自由を妨げることです<sup>12</sup>。すなわち、契約当事者が望む結果が達成されることを妨げること、例えば、多くの場合に、バラ積み貨物の売買契約当事者は、書類と引換に代金が支払われた時に所有権が移転することを望んでいます。しかし、物品が特定されたバラ積み貨物の中の不特定な一部分であるために、物品の所有権が移転し得ない場合、当事者はバラ積み貨物に関する何らかの財産権が移転することを望みます。このような状況において、当事者は、できることなら所有権の移転を望むに違いありません。しかし、SGA 第16条は、彼等の目的が達成されることを妨げます。それでは、目的を達成するために、当事者は物品をバラ積み貨物全体から瞬間的にでも分離して、契約の目的物であることを特定できるのではないかと言うのは、解決になりません。多くの場合に、それを行うのは実際的ではないか、また

9 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, p.7, n37.

10 *Ibid.*, para. 2.14.

11 *Leigh and Sillavan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co. Ltd. (The Aliakmon)* [1986] A.C. 785; *Nacap Ltd. v. Moffat Plant Ltd.* 1987 S.L.T. 221; *Obestain Inc. v. National Mineral Development Corp. Ltd. (The Sanix Ace)* [1987] 1 Lloyd's Rep. 465.

12 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 2.15.

は経済的でないからです。

### 7.3 欧米主要国の法律

そこで、法律委員会は、物品売買における所有権移転に関する欧米諸国の法律について調査しました。欧米諸国における所有権移転の規則は非常に区ですが、一般に、2つの体系に分けることができます。その1は、所有権が移転する前に物品の引渡を要件とする法体系と、他は、(イギリスのように)物品の引渡の前でも、所有権は契約に従って移転するという法体系です。以下、フランス、イタリア、ドイツ、オランダ、アメリカなどの法律に言及しています<sup>13</sup>。

#### 7.3.1 フランスの法律

フランスの法律では、特定物の所有権は契約の成立と同時に移転できます(フランス民法第1583条)。しかし、物品が全体としてではなく、重量、数量または容積で売買される場合には、物品が「個別化」(individualised)されるまで所有権は移転しません(フランス民法第1585条)。これは、特定されたバラ積み貨物の中から特定数量の物品を売買する場合に適用されます<sup>14</sup>。

#### 7.3.2 イタリアの法律

イタリアの法律では、当事者間の合意にしたがって所有権の移転を認める法体系を示しています。物品が種類物の場合、所有権は、「当事者間の合意、または当事者間に確立した方法によって物品が特定された時に」移転します(イタリア民法第1378条)<sup>15</sup>。

フランスとイタリアの規定は連合王国のそれに非常に似ています<sup>16</sup>。

#### 7.3.3 ドイツの法律

他方、ドイツでは、物品の引渡が要件となります。ドイツ民法第929条は次のように規定しています<sup>17</sup>。

「第929条 動産(moveable thing)の所有権の移転のためには、物の所有者がこれを取得者(acquirer)に引渡し、かつ両当事者が所有権の移転に合意することが必要である。取得者がその物を占有するときは、所有権の移転に関する合意だけで十分である。」

しかし、取得者がまだ物を占有していない場合でも、物理的な(現実的)引渡は必ずしも要求されません。ドイツ民法第930条は次のように規定しています。

「第930条 所有者が物を占有している場合には、引渡に代えて、所有者と購買者の間の合意した法律関係により、購買者は間接的な占有を取得することができる。」

13 *Ibid.*, para. 2.16.

14 John H. Crabb, *The French Civil Code, (as amended to July 1, 1976)*, 1977.

15 Beltramo, *The Italian Civil Code*, 1991, Vol.1.

16 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 2.17.

17 *Ibid.*, para. 2.18.

したがって、物品が売主の倉庫に保管されている場合には、売主は、その物品が引渡されるまで、これを買主のために処分しうる状態に保持することを買主と合意できます。これにより、買主は即時に間接的占有を取得し(ドイツ民法第868条)、そして、当事者の合意により所有権を移転させることができます。

同様に、例えば、独立した倉庫業者のような第三者が物品を占有している場合には、物品の引渡請求権の譲渡が、物理的引渡の代わりとして十分です。ドイツ民法第931条は次のように規定しています。

「第931条 第三者が物を占有するときは、引渡に代えて、所有者が物の引渡請求権を取得者に対して放棄することができる。」<sup>18</sup>

### 7.3.4 オランダの法律

オランダの法律では、物品の所有権移転のために引渡が要求されます。伝統的な法律(patrimonial law)に関連した新民法第3編第84条は次のように規定しています。

「第84条 所有権の移転は、所有権の処分権を有する者による有効な権原(valid title)に従った引渡を要する。」

殆どの場合に、物品の引渡は、取得者に物品の占有を移転することによってなされます(オランダ民法第90条)。しかし、ある場合には、占有が現実的引渡しなしに移転できることをオランダ民法は認識しています(同第115条)。これらの場合は、ドイツ民法に規定されているものと同じです。これらは、(a)譲渡人が物品を譲受人のために保持する場合、(b)譲受人がすでに物品保持している場合、および(c)第三者が物品を譲渡人のために保持しており、譲渡がなされた後は、これを譲受人のために保持する場合です。最後の場合には、第三者が譲渡を承認するまで、または譲渡人もしくは譲受人から譲渡の通知を受けるまで、占有は移転しません(同第115条(c)号)<sup>19</sup>。

所有権の移転のために引渡を要件とする制度は、合意によって所有権の移転を認める制度に比べて、一見すると、特定されたバラ積み貨物の中から特定数量の物品を購入する買主にとって好ましくないように思われます。けれども、一方において、実際に現実的引渡しに代えて、例えば、引渡を原則とする制度において権原証券の譲渡(象徴的引渡)が認められ、他方において、合意を原則とする制度において、物品の確定または特定が要求される場合には、必ずしもそうではありません。オランダの法律では、例えば、大量のバラ積み貨物の一部分である特定数量の物品に関する権原証券の譲渡は引渡と同等の効力を有します。購買者は未分割のバラ積み貨物の共同所有者(owner in common)になることができます<sup>20</sup>。

18 Ian S. Forrester, Simon L. Goren and Hand-Michael Ilgen, *The German Civil Code (as amended to January 1, 1975)*, 1875.

19 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 2.19.

20 *Ibid.*, para. 2.20.

同様に、1893年SGAの制定以前において、スコットランドの法律は、所有権移転のために引渡を要件としましたが、荷渡指図書を提供により、「特定された大量貨物全体の一部分である特定数量の物品」の推定的引渡ができることを認めていました<sup>21</sup>。このような場合には、買主の物品はバラ積み貨物の残余の物品と一緒にいるので、推定的引渡の結果、買主はバラ積み貨物全体の共同所有者になります。

### 7.3.5 アメリカの法律

#### 7.3.5.1 統一売買法の規定

アメリカ合衆国では、1906年の統一売買法 (the Uniform Sales Act of 1906; USAと略称) は、全般的に1893年SGAを基礎として起草されていますが、現在、イギリスの法律委員会が検討している問題については、SGAとは異なる考え方を採用しました。USA第6条第2項は次のように規定しています。(SGAには該当する規定はありません。)

「USA第6条 未分割の持分

第1項 物品の未分割の持分 (undivided share) の売買契約または売買を行うことができる。当事者が即時売買 (present sale) を意図する場合には、買主は、合意の効力により、残余の持分の所有者と当該物品の共同所有者となる。

第2項 代替性の物品 (fungible goods) の場合、売主は大量貨物の中から特定の数量、重量または容積の物品を売り、そして買主はこれを買うことを目的とするときは、大量貨物の中のどの部分の数量、重量または容積であるかが特定されていないにもかかわらず、特定の大量貨物の未分割の持分の売買を行うことができる。このような売買により、買主は、購入した数量、重量または容積が大量貨物全体の数量、重量または容積に占める割合により、大量貨物の持分について共同所有者となる。大量貨物の数量、重量または容積が購入した物品の数量、重量または容積より少ない場合には、買主はこの大量貨物全体の所有者となり、他に別段の合意がない限り、売主は同種類の物品により不足分を補充する義務を負う。」

#### 7.3.5.2 統一商法典の規定

「UCC 1-201条 一般的定義

第17項 「代替性の (fungible)」とは、物品または証券 (securities) に関して、そのある量が他の物の同量と性質上または取引慣行上、等価値である物品または証券をいう。非代替性の物品も、互いに同量でない物が、特別の合意または書類により等価値なものとみなされる場合には、この法律の運用上、代替性の物品とみなされる。」

「UCC 2-105条 定義: 譲渡性; 「物品」; 「将来物」; 「個口」; 「取引単位」

21 *Pochin & Co. v. Robinows and Marjoribanks* (1869) 7 M. 622, at p.629, per L.P. Inglis.

第1項 「物品 (goods)」とは、売買契約の目的物として特定された時において動産であるすべての物 (特別に製造された物を含む) をいい、代金の支払手段である金銭、ならびに投資証券 (第8編) および債権を含まない。また、「物品」は動物の胎児および栽培中の農作物、ならびに不動産に付着した特定物であって、別に定めるところの (2-107 条) に従って不動産から分離される物を含む。

第2項 物品は、その物についての権利を移転するためには、それ以前に現存し、かつ特定されていることを要する。現存しておらず、しかも特定されていない物品は「将来物」 (future goods) である。将来物またはその物についての権利の即時売買も売買契約 (contract to sell) として効力を有する。

第3項 現存する特定物の部分的権利も売買することができる。

第4項 代替性の物品 (fungible goods) の場合、特定された大量貨物 (identified bulk) の未分割の持分 (undivided share) は、大量貨物の数量が未確定でも、売買するためには十分に特定されているものとする。このような大量貨物について、売主が有する権利の範囲内において、合意した割合 (agreed proportion) または数、重量または容積による合意した数量 (quantity) を買主に売却することができ、その結果、買主は共同所有者となる。」

UCC 2-105 条第4項の規定に関連して、若干の判例が報告されていますが、特にこの規定を改正する予定はないということです。この規定は、特定された大量貨物が存在する場合にのみ適用されるという点に注意しなければなりません。例えば、大量の小麦 (many bushels of wheat) の売買という場合、契約に小麦の数量が特定されていないときは、この売買には UCC 2-105 条第4項は適用されないということです<sup>22</sup>。

### 7.3.6 カナダ・オンタリオ州の法律

カナダのオンタリオ州法改革委員会 (the Ontario Law Reform Commission) は、アメリカの統一商法典 UCC 2-105 条第4項の採択を提言しました<sup>23</sup>。

「小麦その他の代替性の物品は、それぞれの所有者のために倉庫業者によって共同保管され、毎日のように、膨大な数量の取引が行われているので、大量貨物の中から特定数量の物品を売買する契約を規制することは大変重要なことである。けれども、イギリスの物品売買法はいまだに、物品が大量貨物から分離されるまで、その所有権が移転しないと定めている。...そこで、当法改革委員会は、イギリスの物品売買法が適切な対応に欠けているので、アメリカ統一商法典に定められている代替性の物品の定義 (UCC 1-201 条第17項) と共に、UCC

22 *Reeves v. The Pillsbury Co.*, 229 Kan. 423; 625 P. 2d 440 (1981); 32 UCC Pep.Serv. (Callaghan) 87.

23 The Ontario Law Reform Commission, *Report on Sale of Goods* (1979), Vol. 1, pp.44-45.



2-105条第4項の規定を参考にして、物品売買法の改正案の採択を提言する。」

この提言は、カナダ統一法会議により、カナダのすべての州および準州において施行されるよう勧告されているモデル法である「カナダ統一物品売買法案」(the proposed Canadian Uniform Sale of Goods Act)に採択されました<sup>24</sup>。

### 7.3.7 1980年ウィーン条約

国際物品売買契約に関する国連条約 (the United Nations Convention on Contract for the International Sale of Goods)<sup>25</sup>は物品の所有権移転を扱っていません<sup>26</sup>。しかし、同条約は、危険の移転に関する一連の規定を設けています<sup>27</sup>。同条約では、危険は所有権と切離して扱われていますが、連合王国がウィーン条約を批准した場合に、SGAと同条約の相互の関係に全く影響がないように十分考慮して、法律委員会は所有権移転に関する法律の改正を検討しました<sup>28</sup>。

## 7.4 イギリスにおける大量貨物の中の未分割持分の売買

イギリスの法律でも物品の所有者が、他の者と均等の共同所有者になることは全く問題がないと思われ<sup>29</sup>。けれども、物品の所有者が、例えば4分の1とか5分の1というように、不均等な持分の財産権を譲渡できるか否かは分かりませんが、アメリカでは問題ないと思われ<sup>30</sup>。Ferguson v. Northern Bank事件<sup>31</sup>において、法廷は次のように述べています。「誰でも、通常、他の者が所有する物品の権利について、例えば、特定数量のベーコンや穀物の5分の1とか半分というように、その物品全体の一部分の持分を購入することができる。これにより、買主は物品全体の権原に関連する権利を持つ共同所有者になる。」また、Tuttle v. Campbell事件<sup>32</sup>で、法廷は次のように述べています。「物品の権利が売買される時、全体の半分とか5分の1というような割合 (fraction) で表示するよりも、〇〇ドル分というように金額 (dollars worth) で表示する方が抵抗が少ない。」そこで、法廷は、「1,000ドル相当分の在庫品の権利を譲渡する契約により、当事者はこの在庫品の共同所有者になった」と判示しました。

前掲のように、アメリカの統一売買法 (USA) 第6条第1項により、このような不均等の持分の権利の譲渡は認められます。同条第2項に該当する規定は、イギリスの物品売買法にはありません。

24 The Proposed Canadian Uniform Sale of Goods Act, Section 2.4 (4).

25 1980年にウィーンで62カ国の代表により完成されました。ウィーン条約と呼ばれ、1988年に発効しました。

26 ウィーン条約第4条は、同条約が契約の所有権の及ぼす効果を扱わない旨を明示しています。

27 ウィーン条約、第66条～第69条。

28 1989年に、イングランドとスコットランドの両法律委員会は英国の貿易産業省に対してウィーン条約の批准を勧告しました。

29 *Nyberg v. Handelaar* [1892] 2 Q.B. 202.

30 S. Williston, *The Law Governing Sales of Goods*, rev. ed., 1948, Vol. I, p.400, n13.

31 *Ferguson v. Northern Bank*, 14 Bush 555, 567; 29 Am.Rep. 418.

32 *Tuttle v. Campbell*, 74 Mich. 652.

しかし、これは実際にかなり古くから確立したもので、動産は共同で (jointly or in common) 所有することができるだけでなく、共同所有者 (a joint owner or a tenant in common) は自分の持分を売ることもできました<sup>33</sup>。これに該当する規定は、イギリスの1893年SGA第1条第1項にも、アメリカのUSA第1条第4項にもありません。SGAおよびUSAの規定は、共同所有者が自分の持分を他の共同所有者に売ることができると述べていますが、共同所有者が第三者に持分を転売することができるか否かについて規定していません<sup>34</sup>。

## 7.5 イギリスにおける大量貨物の中の特定数量の物品の売買

上記のように、イギリスでは所有者が物品の未分割持分を他の共同所有者に譲渡できますが、大量貨物の中の一部である特定数量の物品を譲渡しても、その譲受人はその大量貨物の共同所有者になれません。大量の物品が全く同じ種類のものでなかったり、あるいは、少なくとも取引の目的のためにそのように取扱われる場合には、このような結論が避けられないことは明白です。例えば、様々な種類の木材が大量に貯木場に置かれている場合、全体の中から特定の種類の木材10コード<sup>35</sup>を購入した買主は、そこに保管されている他の木材の所有者と共同所有者になることはできません。また、それが当事者の意思でないことは明らかです。この買主は、その貯木場に置かれている木材全体の権利に全く関心がなく、ただ特定の種類の木材を欲しているだけです。しかし、大量の物品は、小麦とか石油のように、全体がどの部分も同じ種類・性質・品質で構成されている場合が多いのです。このような場合でも、イギリスの法廷は、大量貨物の一部である特定数量の物品の売買契約の場合には、所有権は買主に移転しないという意見を維持してきました<sup>36</sup>。

Wallace v. Breeds事件<sup>37</sup>において、50トンのGreenland Oilの売買契約に“allowance for foot dirt and water as customary.”という特約条項が明示されていました。売主は買主に対して、“fifty tons ex ninety tons”と記した引渡指図書を提供し、買主はこれを埠頭倉庫へ送付しましたが、直ぐに物品の引渡を請求しませんでした。その後、売主が倒産し、その引渡指図書が撤回されました。買主の引渡請求に対して、法廷は買主に所有権が移転していなかったと判示しました。この事件では、売主が90トンのOilの中から50トンのOilを引渡しようる状態に置くために様々な行為を履行しなければならなかったにもかかわらず、これが行われなかったことが理由として説明されました。また、Busk v. Davis事件<sup>38</sup>では、10トンの亜麻 (flax) が“ex Vrow Maria”条件で売買する契約において、売主は被告の所有する埠頭に係留していた船舶に約18トンの亜麻を積んでいましたが、買主に引渡すためには、その積荷全体の中から10トンの亜麻を量り、全体から分離しな

33 *Littleton's Tenures* (about 1480), paras. 319 and 321.

34 S. Williston, *op. cit.*, para.147.

35 1コード (code) は、木材の売買では4x4x8ftまたは128立方ftです。

36 S. Williston, *op. cit.*, para.148.

37 *Wallace v. Breeds* (1811) 13 East 522.

38 *Busk v. Davis*, 2 M. & S. 397.

ければならなかったにもかかわらず、これが行われなかったので、買主に所有権が移転しなかったと判示されました。これらと同様の判例が多数あります<sup>39</sup>。

## 7.6 イギリスの見解の理由とその有効性

大量貨物の一部分である特定数量の物品の売買において、イギリスの売買法の規則が所有権移転を否定する理由は、法の目的というよりは、必然的な論理にもとづくものです。このような場合の基本的な見解は、全体として特定されていない物品の権原の移転はできないということです。所有権は必然的にその主体としての特定された財産を黙示するものです。それ故、文字通り40トンのオイルが1つの貯蔵タンクに保管されている場合、その中の10トン进行所有するという事は不可能です。10トンのオイルに関する限り、この原則は正しいことを容認しなければなりません。買主が実際に10トンのオイルを所有していたと主張する場合には、買主はどの部分の10トン进行所有しているかを問い質すことが公平です。この質問に満足に答えられない場合は、買主は所有していなかったと見るべきです。例えば、買主が「どの部分の10トンでもよい」と答えた場合、特定の10トンに関する所有権の移転がなかったことを意味します。この考え方は、物品の品質低下の場合にも適用できます。買主が実際に10トンのオイルを所有した場合、その10トンのオイルは貯蔵タンクの中にある他の所有者のオイルと切離されて、滅失または品質低下の危険の対象とならなければなりません。しかし、貯蔵タンクの中の10トンのオイルの品質が低下した場合、いずれの当事者もその10トン进行自分のものであることを認めようとしないうきは、それが買主のものであることを証明できません<sup>40</sup>。

## 7.7 買主は他の所有者と共同所有者になる

けれども、前項に述べたような取引を行う当事者が、購入した目的物が他の物品から分離されなくても、その所有権が買主に直ちに移転する旨を規定するためには、一見したところ、何か不条理な取決めをしたと思われるかもしれませんが、これは全く容易にできます。すなわち、10トンのオイルの所有権の移転はできませんが、貯蔵タンク内に40トンのオイルがある場合、貯蔵されているオイル全体について、買主が売主との共同所有者になることは可能であり、買主は全体の4分の1の持分の所有者になり、そして売主は4分の3の持分の所有者になるのです。Williston教授<sup>41</sup>は次のように述べています。

39 *Austen v. Craven* (1812) 4 Taunt. 644; *White v. Wilks* (1813) 5 Taunt. 176; *Shepley v. Davis* (1814) 5 Taunt. 617; *Boswell v. Kilborn and Morrill* (1862) 15 Moo.P.C. 309; *Snell v. Heighton* (1883) 1 Cab. & El. 95; *Laurie and Morewood v. Dudin & Sons* [1926] 1 K.B. 923; *Re Wait* [1927] 1 Ch. 606. 所有権は移転しないが、危険は移転したと判示したのは、*Sterns Ltd. v. Vickers Ltd.* [1923] 1 K.B. 78. また、全体から一部分の物品が転売により引渡され、最後に残った物品が契約の目的物として確定し、所有権が移転したと判示した判例として、*Wait and James v. Midland Bank* (1926) 31 Com.Cas. 172があります。

40 S. Williston, *op. cit.*, para.149.

41 Samuel Williston (1861~1963). ハーバード大学ロースクール教授(1890~1938). 統一売買法の起草に貢献。「米国売買法論」(1909年)、「米国契約法大系」(1920年)などの大著があります。

「これが当事者の意思を公平に表していることは間違いありません。彼らは、それぞれの物品が当分の間是一緒に貯蔵されていることを意図しますが、所有権の移転は考えていません。彼らは、全体の中の一部の物品を他と区別することが不可能であることを認識する必要があります。彼らは、未分割の30トンに対する売主の権利が、10トンに対する買主の権利と同様に完全であることを認識する必要があります。したがって、彼らは、望むかどうかは別として、共同所有者である限り、売主も買主も共に大量貨物全体について利害関係があることを認識しなければなりません。大量貨物の一部である特定数量の物品の売買契約を、大量貨物的一部分の持分に関する売買契約であると言い換えることにより、当事者の意思を適正に実現しえたのに、イギリスの法廷がこの方法を認識しなかったのは以外であるが、物品の一部の所有者が他の部分の所有者と共同所有者になるには、均等の共同所有者でないかぎり難しいと考えたためであるかもしれません。」<sup>42</sup>

(続)

---

42 *Ibid.*, para.150.

## 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

### 3.1 2011年10月20日

ビューローは国連CEFACTによるコンテキスト定義・生成（下記注をご参照）のための手法についての技術標準（UCM: UN/CEFACT Context Methodology）開発プロジェクトが、実用性検証（公開開発手順ステップ6）に進む事を承認しました。当該検証の実施確認は2012年1月14日迄となっております。何かコメントがございましたらプロジェクトリーダー又はプロジェクトエディター迄お願い致します。詳しくは "readme.txt file" を含む下記ファイルをオンラインにてダウンロードしてご参照下さい。

注) 国連CEFACTによるコンテキスト定義・生成とは、コア構成要素ライブラリ（共通辞書）に登録されているコア構成要素から、ビジネス情報項目（Business InformationEntity）を一定の情報（属性値など）を与えることで自動的に生成するフォーミュラを標準化しようとするもの。

[http://www1.unece.org/cefact/platform/download/attachments/44204152/Contribution\\_UNCEFACT\\_UCM\\_ODP6.zip](http://www1.unece.org/cefact/platform/download/attachments/44204152/Contribution_UNCEFACT_UCM_ODP6.zip)

### 3.2 2011年9月29日

第18回国連CEFACTフォーラムのプレスリリース：国連CEFACTは効率的な組織と共に更なる前進を開始。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.unece.org/index.php?id=26549>

## 記事4. JASTPRO 秋期セミナーのご案内

JASTPROは貿易関係者の方々に役立つ内容のセミナーを毎年春と秋に開催して参りましたが、本年度秋は下記によりセミナーを開催致します。

### 記

- 開催日時：2011年11月15日(火)
- 会場：世界貿易センタービルディング 3階ルームB(東京都港区浜松町2-4-1)  
会場へのアクセスは下記をご参照下さい：  
<http://www.wtcbldg.co.jp/wtcb/map/index.html>
- 参加費：無料。\* 定員(100名)になり次第、締切らせていただく場合がございます。
- 申し込み締め切り：2011年11月8日(火)
- 申し込み方法：JASTPRO事務局の下記アドレスへメールでお申し込み下さい：  
[seminar@jastpro.or.jp](mailto:seminar@jastpro.or.jp)
- 講演プログラム

13:00～13:30	受付
13:30～13:35	ご挨拶：財団法人日本貿易関係手続簡易化協会 常務理事 山内 大二郎
13:35～13:50	テーマ：PAA活動概略報告 講師：JASTPROシニアアドバイザー 増田 博明
13:50～14:35	テーマ：コンテナターミナルのゲートオープン時間拡大について 講師：国土交通省港湾局 港湾経済課 課長補佐 鈴木 清隆氏
14:35～15:20	テーマ：NACCSを巡る最近の動きについて 講師：輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 企画部長 塚田 貴司氏
15:20～15:30	休憩
15:30～17:00	テーマ：最近のASEANシングルウィンドウの動向について(仮題) 講師：Dagang Net(マレーシア)Manager Mr.Wan氏
17:10	閉会

## — 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に関する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入関係手続きに関する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

---

JASTPRO 第37巻 第7号 通巻第397号

---

・ 禁無断転載

平成23年10月28日発行 JASTPRO刊11-07

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会  
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号  
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

---

本誌は再生紙を使用しております。

## — JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。  
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、  
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

### 【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: [k-hirai@jastpro.or.jp](mailto:k-hirai@jastpro.or.jp)

**J**apan  
**A**ssociation for  
**S**implification of  
**T**rade  
**PRO**cedures